

海難審判庁

項目	平成20年度の目標（概要）
迅速な海難の調査及び審判	<ul style="list-style-type: none">・海難の認知から裁決までの平均期間を12ヶ月以内とする。・社会的影響の大きい海難については、特に集中的な調査・審判に努め、海難の認知から裁決までの平均期間を10ヶ月以内とする。
海難に関する情報の利用促進	<ul style="list-style-type: none">・海難の原因や教訓の海難防止への有効活用を促進するため、海難分析集やニュースレターなど各種形態による刊行物を10回以上発行し、海事関係者等に幅広く提供。・海難の調査・審判を通じて得られた知識・経験を踏まえ、関係行政機関に対し、海難防止に関する施策について積極的な提言を行う。